# 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令 （昭和四十七年政令第二十七号）

全国新幹線鉄道整備法附則第一項ただし書の政令で定める区間は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該区間に係る同項ただし書の政令で定める日は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年二月二五日政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年六月八日政令第一六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五七年一一月二日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年三月一日政令第一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三年六月七日政令第二〇二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年九月一〇日政令第二八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年一〇月三〇日政令第三二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一月二一日政令第四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年一一月一九日政令第二二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年二月一八日政令第一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年二月二七日政令第五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年三月一八日政令第六七号）

この政令は、公布の日から施行する。